

和歌山市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた

土地の確認をした。

平成21年7月8日

和歌山市長 大橋 建一

和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面埋立地673.99平方メートル

---